

認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の 認定事務・権限の移譲について

○趣 旨

4 類型ある認定こども園（幼保連携型、幼稚園型・保育所型・地方裁量型）のうち、幼保連携型認定こども園の認可事務・権限は、都道府県、指定都市及び中核市が有しているが、それ以外の 3 類型の認定事務・権限は、都道府県が有している。

この 3 類型の認定事務・権限について、愛媛県と協議を行った結果、松山市が移譲を受けることとなり、平成 28 年 4 月から松山市で 3 類型の認定事務を行うことになった。

（平成 28 年 3 月まで）

類型	認可		認定
	幼稚園	保育所	
幼保連携型	松山市		
幼稚園型	愛媛県	無	愛媛県
保育所型	無	松山市	愛媛県
地方裁量型	無	無	愛媛県



（平成 28 年 4 月から）

類型	認可		認定
	幼稚園	保育所	
幼保連携型	松山市		
幼稚園型	愛媛県	無	松山市
保育所型	無	松山市	松山市
地方裁量型	無	無	松山市

○期待される効果

認定こども園の認定事務を一体的に行うことにより、事業者の利便性の向上を図る。

(参考)

■ 認定こども園の類型

類 型	内 容
幼保連携型	学校と児童福祉施設の位置づけをもった単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が保育の必要な子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて、認定こども園の機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が保育の必要な子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えて、認定こども園の機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園の機能を果たすタイプ

■ 認定こども園関係規定

- ・松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（今回制定）
- ・松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ・松山市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（今回改正）

■ 認定こども園の類型別施設数

類 型	H27. 3. 31 現在	H27. 4. 1 現在	H28. 4. 1 (予定)	H27 → H28 の増減内訳
幼稚園型	1	3	4	新規（1）
保育所型	1	5	8	新規（1）、 類型変更による増（2）
地方裁量型	3	5	4	新規（1）、 類型変更による減（2）
計	5	13	16	
幼保連携型	5	7	9	新規（2）